

取扱産業廃棄物の種類一覧表

都道府県・市名	愛媛県		松山市					
区分	収集運搬	収集運搬	処分(中間処理)					処分 (最終処分)
処理方法			焼却処分	破碎処分	破碎 選別処分	圧縮成形	選別	埋立処分
許可番号	038020 19337	089100 19337	089400 19337	089400 19337	089400 19337	089400 19337	089400 19337	089400 19337
許可の期限	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日	令和11年 6月20日
燃え殻	●	●						
汚泥	●	●						
廃油	●	●						
廃アルカリ	●	●						
廃プラスチック類	●	●		●		●	●	●
紙くず	●	●		●		●	●	
木くず	●	●		●		●	●	
繊維くず	●	●		●		●	●	
動植物性残さ	●	●						
ゴムくず	●	●					●	
金属くず	●	●		●			●	●
ガラスくず 及び 陶磁器くず	●	●			●		●	●
鋳さい	●	●						
がれき類	●	●		●			●	●
廃酸	●	●						
ばいじん	●	●						
備考					石膏 ボード			

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1

氏名 城東開発株式会社

代表取締役 山本 逸雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である
~~第14条の2第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日

令和 6年 6月21日

許可の有効期限

令和11年 6月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和61年10月 6日(当初許可)

昭和63年 6月21日(更新許可(許可期限付に切替))

平成 6年 6月21日(更新許可)

平成 6年12月 1日(住所変更(旧:愛媛県松山市福音寺町695番地))

(裏面に続く)

(裏 面)

平成10年 9月24日 (住 所 変 更 (旧 : 愛媛県松山市高野町甲2番地11))
平成11年 6月21日 (更 新 許 可)
平成16年 6月21日 (更 新 許 可)
平成21年 6月21日 (更 新 許 可)
平成26年 7月 4日 (更 新 許 可)
令和 元年 7月 9日 (変 更 許 可 (廃酸、ばいじん 以上2種類の追加))
令和 元年 7月 9日 (更 新 許 可)
令和 6年 6月21日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有 ・ 無

松山市 許可番号 08910019337

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日 令和 6年 6月28日

許可の有効年月日 令和11年 6月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉋さい、がれき類**(石綿含有産業廃棄物を含む。)、**ばいじん** 以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地)愛媛県松山市湯山柳甲401番

種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**、がれき類

(面積:21.12m² 保管上限:35.90m³)

種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**、がれき類

(面積:27.48m² 保管上限:32.12m³)

種類:紙くず、繊維くず

(面積:1.78m² 保管上限:2.01m³)

種類:廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**、がれき類

(面積:713.56m² 保管上限:1736.59m³ 高さ:5.00m)

種類:廃プラスチック類、**「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」**、がれき類(以上全ての種類について、石綿含有産業廃棄物を含む。)

(面積:6.84m² 保管上限:8.20m³)

(2面)

種類:廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(以上すべての種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃蛍光管に限る。)

(面積:1.78m² 保管上限:2.01m³)

種類:燃え殻、汚泥、金属くず(以上すべての種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃電池類に限る。)

(面積:1.30m² 保管上限:1.00m³)

(所在地)愛媛県松山市小野町乙54番

種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(面積:57.52m² 保管上限:35.93m³ 高さ:1.50m)

種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(面積:48.00m² 保管上限:27.00m³ 高さ:1.50m)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|---|-------------|
| <input type="radio"/> 当初許可 | 昭和61年10月 6日 |
| <input type="radio"/> 更新許可(許可期限付に切替) | 昭和63年 6月21日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 平成 6年 6月21日 |
| <input type="radio"/> 住所変更(旧:愛媛県松山市福音寺町695番地) | 平成 6年12月 1日 |
| <input type="radio"/> 住所変更(旧:愛媛県松山市高野町甲2番地11) | 平成10年 9月24日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 平成11年 6月21日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 平成16年 6月21日 |
| <input type="radio"/> 変更許可 | 平成20年 3月28日 |
| (廃酸、ばいじんの追加及び積替え保管行為の追加) | |
| <input type="radio"/> 変更許可(燃え殻、汚泥の積替え保管品目の追加) | 平成20年12月25日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 平成21年 6月23日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 平成26年 7月 1日 |
| <input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更) | 平成26年 8月26日 |
| <input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更) | 平成30年10月 9日 |
| <input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更) | 令和元年 6月21日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 令和元年 7月16日 |
| <input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更) | 令和 2年 6月 4日 |
| <input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更) | 令和 6年 5月 1日 |
| <input type="radio"/> 更新許可 | 令和 6年 6月28日 |

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可番号 08940019337

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙 533 番地 1
氏名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けたものであることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日 令和 6年 7月 1日

許可の有効年月日 令和11年 6月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

中間処分(焼却、破碎、破碎選別、圧縮成形、選別、圧縮梱包)

最終処分(埋立)

(産業廃棄物の種類)

(焼 却)汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」以上 11 種類

(破 碎)廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類 以上 6 種類

(破碎選別)「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 以上 1 種類

(圧縮成形)廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上 4 種類

(選 別)廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類 以上 8 種類

(圧縮梱包)廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上 3 種類

(埋 立)廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上 4 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

休止 ~~(1)焼却施設(令第 7 条第 8 号) (型式)ビルド GF-100~~

~~(設置場所)愛媛県松山市小野町乙 54 番~~

~~(設置届出年月日)平成 3 年 6 月 7 日~~

~~(処理する廃棄物の種類)汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」~~

~~(処理能力)1390kg/h~~



(2面)

- (2) 破碎施設 (型式) 日立建機 ZR950JC
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成25年 2月19日
(許可年月日) 平成25年 2月13日
(許可番号) 8908028
(処理する廃棄物の種類) がれき類
(処理能力) 175t/h(1,400t/日)
- (4) 安定型最終処分場(令7条第14号口)
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙74番2、乙76番、乙84番3、乙85番2、乙87番、乙88番、乙89番、乙90番2
(設置届出年月日) 昭和62年12月23日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(埋立面積) 47,639m²
(埋立容量) 620,207m³
- (5) 破碎施設 (型式) Peterson 2710D
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成30年10月 1日
(許可年月日) 平成30年 9月21日
(許可番号) 8908032
(処理する廃棄物の種類) 木くず、繊維くず
(処理能力) 木くず:67.0t/h(536t/日)、繊維くず:11.6t/h(92.8t/日)
- (6) 破碎施設 (型式) 東興産業 RS-50-4-S
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成17年 1月11日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、繊維くず、金属くず
(処理能力) 廃プラスチック類:0.595t/h(4.76t/日)、繊維くず:0.592t/h(4.74t/日)、
金属くず:0.288t/h(2.31t/日)
- (7) 破碎・圧縮成形施設 (型式) 三共エンジニアリング (破碎)RPC-50160 (圧縮成形)MH-150
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成20年 2月20日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
(処理能力) (破碎) 廃プラスチック類:0.595t/h(4.7t/日)、紙くず:0.59t/h(4.7t/日)、
木くず:0.56t/h(4.5t/日)、繊維くず:0.32t/h(2.6t/日)
(圧縮成形) 混合物:0.6t/h(4.8t/日)
- (8) 選別施設 (型式) ベルテック
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成20年 2月20日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類
(処理能力) 79.12m³/h(633m³/日)
- (9) 圧縮梱包施設 (型式) サンモア 4-X25
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成21年 3月 1日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず
(処理能力) 廃プラスチック類:2.88t/日、紙くず:3.56t/日、繊維くず:3.08t/日

(3面に続く)



(3面)

(10)選別施設 (型式)イトーキカイ LS6×16(2)

(設置場所)愛媛県松山市小野町乙74番2

(設置年月日)平成21年 4月 1日

(処理する廃棄物の種類)がれき類

(処理能力)275t/h・6時間(1,650t/日)

(11)破碎選別施設 (型式)細田企画 HIプラスターボHI-09

(設置場所)愛媛県松山市湯山柳甲401番

(設置年月日)平成28年 3月18日

(処理する廃棄物の種類)「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石膏ボードに限る。)

(処理能力)0.56/h(4.48t/日)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和61年10月 6日
- 更新許可(許可期限付に切替) 昭和63年 6月21日
- 更新許可 平成 6年 6月21日
- 住所変更(旧:愛媛県松山市福音寺町695番地) 平成 6年12月 1日
- 住所変更(旧:愛媛県松山市高野町甲2番地11) 平成10年 9月24日
- 更新許可 平成11年 6月21日
- 変更許可(破碎処分の追加) 平成11年 6月29日
- 変更届出 平成12年 8月24日
- ((4)安定型最終処分場の能力変更(旧:埋立容量564,207m³))
- 変更許可 平成14年 9月11日
- (破碎選別処分(「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」)の追加)
- 変更許可(破碎処分(木くず)の追加) 平成15年 1月 9日
- 変更届出(焼却施設の廃止(処理能力:200kg/h)) 平成16年 6月11日
- 更新許可 平成16年 6月21日
- 変更許可 平成17年 3月10日
- (破碎処分(廃プラスチック類、繊維くず、金属くず)の追加)
- 変更届出((石綿含有産業廃棄物を除く。))の追加 平成18年10月16日
- 変更許可 平成20年 3月26日
- (破碎処分(紙くず)の追加、圧縮成形処分の追加、選別処分の追加)
- 変更許可(圧縮梱包処分の追加) 平成21年 5月13日
- 変更届出((10)選別施設の設置) 平成21年 6月22日
- 更新許可 平成21年 7月 2日
- 変更届出((2)破碎施設の更新(旧処理能力:1,020t/日)) 平成25年 3月 1日
- 更新許可 平成26年 6月27日
- 変更届出((5)破碎施設(繊維くず)の追加) 平成27年 4月21日
- 変更届出((11)破碎選別施設の設置) 平成28年 3月24日
- 変更届出((1)焼却施設の休止) 平成29年10月24日
- 変更届出((3)破碎選別施設の廃止) 平成30年10月 9日
- 変更届出 平成30年10月19日
- ((5)破碎施設の更新(旧:日立建機 HC2400B、許可番号8908014))
- 変更届出 令和元年 6月 3日
- ((10)選別施設の能力変更(旧:200t/h))
- 更新許可 令和元年 7月 9日
- 更新許可 令和 6年 7月 1日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏 名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けたものであることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日 令和 6年 4月 5日

許可の有効年月日 令和 8年 3月31日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(一般廃棄物の種類)

家庭系一般廃棄物

可燃ごみ、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、埋立ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物、
スプリングマットレス等 以上6種類

事業系一般廃棄物

可燃物、木くず 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

一般廃棄物収集運搬業の許可に付する生活環境の保全上必要な条件(平成20年9月2日松山市告示第320号)による

4. 許可の更新・変更の状況

○ 更 新 許 可	平成16年 4月 1日
○ 更 新 許 可	平成18年 4月 1日
○ 更 新 許 可	平成20年 4月16日
○ 変 更 許 可(スプリングマットレス等、木くずの追加)	平成22年 3月30日
○ 更 新 許 可	平成22年 4月 1日
○ 更 新 許 可	平成24年 4月 1日
○ 更 新 許 可	平成26年 4月 1日
○ 更 新 許 可	平成28年 4月22日
○ 更 新 許 可	平成30年 4月 1日
○ 更 新 許 可	令和 2年 4月10日
○ 更 新 許 可	令和 4年 4月 1日
○ 更 新 許 可	令和 6年 4月 5日

松山市長 中 村 時 広

一般廃棄物収集運搬業の許可に付する生活環境の保全上必要な条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第十一項に基づき、松山市内で一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者に対し、市長が許可の際に付する生活環境の保全上必要な条件を次のように定め、告示日から適用する。

一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者に対し、市長が許可の際に付する生活環境の保全上必要な条件は、次のとおりとする。

- 一 松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第33号)による改正後の松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条の規定を遵守すること。
- 二 市内で収集した一般廃棄物は、分別された廃棄物の種類に応じて、市が定める処分先へ搬入すること。また、市長の許可を受けずに積替え及び保管をしないこと。
- 三 市外で発生した一般廃棄物を市内に搬入しないこと。ただし、事前協議により市長が確認した一般廃棄物は除く。
- 四 一般廃棄物を収集及び運搬するにあたっては、次表各号の条件を遵守すること。

	種 類	条 件
1	粗大ごみ、特定家庭機器一般廃棄物、スプリングマットレス等、可燃物で90リットルのビニール袋に入らないもの	・塵芥車を使用しないこと。
2	食品循環資源	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。 ・収集及び運搬に使用する車両を船舶に載せる場合は、塵芥車又は保冷車等を使用すること。
3	木くず、し尿及び浄化槽汚泥	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条の4第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の5第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 2年 5月25日
許可の有効年月日 令和 7年 5月16日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、感染性産業廃棄物、廃石綿等
以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 5月17日(当初許可)

平成27年 6月2日(更新許可)

令和2年 5月25日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無